介護離職防止策、評価

一般社団法人設立

一般社団法人介護離職防止対策促進機構の発足会見が2月23日都内で行われた。今後、介護離職防止を目的とし、企業などの対策・取り組みを評価する指標の策定や、優れた取り組みの表彰などの活動を行っていく。

同機構は今年1月12日に設立。事務局は東京都渋谷区のウェブユニオン内に置く。代表理事は、ワーク&ケアバランス研究所を主宰する和氣美枝氏。

和氣代表理事は「私自身が現職の介護者であり、介護離職経験者。同じような問題を抱えている介護者や介護離職に悩む企業や法人などに向け、さまざまな形で情報発信を行ってきた。介護離職防止が国の施策となる中で、公的な性格を持ちながら、より広域に活動をしていく必要性を感じた」と今回の法人設立の目的を説明。

▲挨拶する和氣代表理事（中央）

今後の活動内容として掲げたものの一つが「介護離職防止対策AWARD」。これは、「介護をしながら働く」事例を表彰することで「離職ゼロ対策の見える化」を図るのが狙い。「介護情報提供・相談窓口が組織内にある」「組織内に介護者ネットワークがある」など、同機構で審査項目を定め、審査を行う。「年に2回開催したい」としている。

また「介護離職防止対策評価制度」も定める。こちらは「今後1年ほどをかけて作成していきたい」考えだ。

さらには介護離職防止対策コンサルタントの育成も行う。こちらについては、機構が教育機関に対して教員指導や監修、教材の制作などといった形で関与していく。

なお、東京ウィメンズプラザより委託を受ける形で「仕事と介護の両立を目指す」を目的にしたセミナーを3月21日・26日に行う。会場は東京都渋谷区の東京ウィメンズプラザ。

21日は、現在家族の介護をしている男性（およびその家族）が対象の「男性が介護を担うとき―経験者が語る傾向と対策―」。男性介護者などによるパネルディスカッション、参加者同士の情報交換会が行われる。

26日は、将来・家族の介護に備える男性（およびその家族）が対象の「男性介護のパイオニア時代を考える」。和氣代表理事が「介護の初動に備える」と題し講演を行う。

参加無料。定員はともに50人。申し込みは3月10日までウェブユニオンで受け付ける。

介護施設を取り巻く 法律問題の今

第55回 利用者が介護を拒否し、事故

施設側の賠償責任認める判例

拒否されても説明・説得を

付き添い断り トイレで転倒

介護施設において、利用者が介護を拒否する事態は珍しくありません。歩行するとき、ベッドから降りるとき、食事をするとき等、様々な場面において、職員が介護しようとしても、「自分でできるから」と拒否されてしまうことがあります。

では、利用者が介護を拒否したために職員が介護を行わず、事故が発生した場合、介護施設はその責任を負うのでしょうか。

この点について、横浜地判平成17年3月22日が判断を示しています。

同判決は、杖をついて歩行することができるが、歩き方が不安定であり転倒の危険があった利用者について、介護担当職員がトイレまで付き添って歩行介護をしたものの、利用者がトイレに入る際に「自分一人で大丈夫だから」と言って介護を拒否し単独でトイレに入り、トイレ内で転倒した事案について、「介護拒絶の意思が示された場合であっても、介護の専門知識を有すべき介護義務者においては、要介護者に対し、介護を受けない場合の危険性とその危険を回避するための介護の必要性とを専門的見地から意を尽くして説明し、介護を受けるよう説得すべきであり、それでもなお要介護者が真摯な介護拒絶の態度を示したというような場合でなければ、介護義務を免れることにはならないというべきである」として、介護義務違反を認めました。そして、介護を拒否して一人でトイレに入った利用者にも3割の過失割合が認められるとして、介護施設を経営する法人に7割の損害賠償責任を認めています。

同裁判例においては、介護施設の職員の専門性がポイントになっています。

介護施設の職員は、介護サービスを業として専門的に提供する施設の職員である以上、介護の専門知識を有するべきです。一方、利用者は介護の専門知識を有している訳ではなく、いわば素人です。素人の判断により介護を拒否されたとしても、施設職員は専門家として危険性及び介護の必要性を判断し、介護が必要であれば介護を受けるよう説明・説得すべきでしょう。そのような説明等をせずに、単に素人である利用者の意見を聞き入れ介護を怠ることは、義務違反となる可能性があり、本裁判例はそのような判断を示したものと考えられます。

ここから、介護施設としては、職員に対し、個々の利用者の身体の状況、必要な介護の内容、施設内の設備等を把握させ、また、個々の場面において専門的な知識を用いて危険性を判断し、介護の必要性を説明できるよう教育を行うべきと考えられます。また、介護を拒否する利用者に対しては当該専門知識を用いて介護受諾の説得をするよう、周知することが必要でしょう。

家永 勲
弁護士法人ALG&Associates
執行役員・弁護士
企業法務事業部部長

【プロフィール】
不動産、企業法務関連の法律業務、財産管理、相続をはじめとする介護事業、高齢者関連法務が得意分野。介護業界、不動産業界でのトラブル対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数。

厚労省

虐待対策強化を

都道府県に要請

厚生労働省は2月19日、高齢者施設スタッフなどによる利用者虐待の対応を強化するよう求める通知を各都道府県に対して行った。高齢者住宅運営者への周知・指導の徹底も要請している。

これは、2月5日に発表した2014年度の高齢者虐待に関する調査結果において、高齢者施設スタッフによる虐待件数は300件と前年度の221件より大幅に増加していること、また2月15日に有料老人ホームの元従業員が入居者を殺害した容疑で逮捕されたことを受けて発出されたもの。

通知では、「高齢者施設スタッフによる虐待への対応実績は、家族など養護者による虐待への対応実績に比べて少なく、経験が蓄積されにくい」として、専門的な対応が可能となるよう都道府県と市町村の連携強化を図ることを求めている。

また、相談や報告の受理から事実確認開始までに4週間以上を要しているケースも相当数あることから、初期段階における迅速かつ適切な対応を行うように求めている。

福祉ファンド2本と契約締結

東京都

東京都は2月12日、「官民連携福祉貢献インフラファンド」のファンド契約を締結した。

契約を締結したのは、それぞれAIPヘルスケアジャパン（東京都港区）、スターツアセットマネジメント（同中央区）がファンドマネジャーとなり、都内の福祉系施設に投融資する2本のファンド。存続期間はAIPのファンドが7年（最長1年の延長可）、スターツのファンドが10年（最長5年の延長可）。都の出資額はそれぞれ25億円、12億5000万円で今年度中に支払い予定。

都では、昨年5月に出資対象となるファンドを募集。昨年10月に3者を選定したが、その後1者が辞退していた。

創刊10周年
記念キャンペーン実施中
2016年5月末まで
年間購読料 1万円(税別)のところ 今なら8,000円(税別)

通勤中、出張中、会議・プレゼン前、自宅で、
業界ニュースを誰よりも詳しく知りたい方に!!
・最新号を発行と同時に読める・バックナンバーが読める
・キーワード検索で知りたい情報が見つかる・新聞の回覧を待つ必要なし

高齢者住宅新聞Web版
新聞購読者限定のサービスになります。
※Web版のみの購読はできません

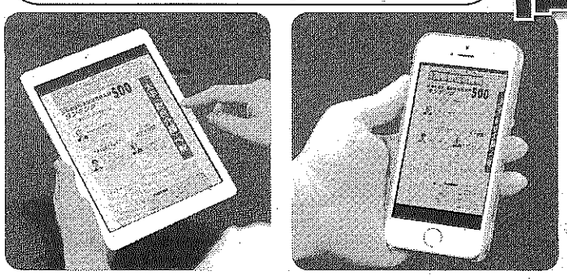

購読期間 お申込みの号より1年間（1年更新）
購読料金 年間1万円(税別) キャンペーン中につき今なら8,000円(税別)!!
※お申込み1件につき、1アカウント（およびパスワード）を発行します。
※新聞のご契約が終了した場合、Web版の購読期間が1年に満たない場合でも終了になります。予めご了承下さい。
※ご請求先は高齢者住宅新聞のお送り先と同一になります
※複数の端末から同時ログインはできません。

お問い合わせ (株)高齢者住宅新聞社 〒104-0061東京都中央区銀座8-12-15 TEL.03-3543-6852 FAX.03-3543-6853 http://koureisha-jutaku.com ✉info@koureisha-jutaku.com